【開発等に係る埋蔵文化財取扱いフローチャート】

【事業者→町教委】
・「埋蔵文化財包蔵地の有無等に関する照会書（兼）回答書」《様式１》提出

【町教委】
・「照会書（兼）回答書」受付
・計画の内容と「埋蔵文化財包蔵地の有無」を確認

包蔵地外 （隣接なし・小規模）	包蔵地内 （全部または一部が範囲内）	包蔵地外 （隣接：概ね30ｍ以内） （大規模：3,000㎡以上）
【町教委】 ・回答書①にチェック ・必要事項記入→スキャン	【町教委】 ・回答書②にチェック ・必要事項記入→スキャン	【町教委】 ・回答書③にチェック ・必要事項記入→スキャン
【町教委→事業者】 ・「照会書（兼）回答書」交付	【町教委→事業者】 ・「照会書（兼）回答書」交付 ・「埋蔵文化財発掘届」の提出を案内	【町教委→事業者】 ・「照会書（兼）回答書」交付 ・「埋蔵文化財取扱等協議書」の提出を案内

【事業者→町教委】
・「発掘届」《様式２－１》提出

【事業者→町教委】
・「協議書」《様式２－２》提出

【町教委】
・「発掘届」または「協議書」受付
・書類内容（開発計画・工事内容・図面）確認

試掘調査実施可否の判断は、必ず知識経験を有する職員が行う。

埋蔵文化財出土可能性（高）・大規模開発等

【町教委→事業者】
・試掘調査の実施に係る協力依頼《様式３－１》

出土可能性（低～なし）

【事業者→町教委】
・土地所有者の「試掘調査承諾書」《様式３－２》提出

【町教委】
・試掘調査の実施《様式３－３》

【町教委→事業者】
・試掘調査結果の報告《様式３－４》

遺構・遺物発見

【町教委】
・範囲変更または新規発見に係る法手続き（包蔵地外の場合）

遺構・遺物なし

【町教委⇔事業者】
・発掘調査の実施に係る協議

埋蔵文化財への影響が避けられない

工法等変更により影響を回避

【町教委→事業者】
・発掘調査の実施を指導《様式４》

【調査主体】
・発掘調査（野外調査）実施《様式５》《法に基づく発掘届・通知》

【町教委→事業者】
・工事立会の実施を通知《様式４》

【町教委→事業者】
・慎重工事の実施を指導《様式４》

【事業者】 ・工事着手	【事業者】 ・工事着手 ※工事中に現地立会実施	【事業者】 ・工事着手

《工事中に埋蔵文化財を発見した場合は工事を中断し、埋蔵文化財の取扱いについて協議を行う》